

規制改革会議 農業ワーキング・グループ

平成28年2月4日(木)

公益社団法人 日本農業法人協会 副会長
農事組合法人 ながさき南部生産組合 会長理事
近藤 一海< 1 > 生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立について**流通構造について**

(ア) 生産者（団体）自らが、生産原価・流通原価・再生産に必要なコストの把握が不十分なままで、市場流通において無条件委託販売が主流となっている現状である。

(イ) この販売方式は価格決定に生産者が参加できないばかりか、再生産価格の実現は不可能であり、農業生産の自然からの影響を加味すると、経営の不安定・所得の不安定と直結しており、後継者が育たない、法人経営でも経営の不安定化の大きな原因と考える。

農産物価格決定を大胆に見直す必要

(ウ) 近年、特に青果市場における価格決定は、小売価格からの逆算で卸売価格の決定がなされており、いわゆるバイイングパワーの強大化の中、本来価格形成の基本であるべき需要と供給のバランスで農産物の価格決定はなされていない。（客観的な検証が必要）

卸制度は必要か 市場使用料は生産団体・小売業折半負担とすべき

(エ) 20年の間に生産者（出荷団体・農協）は相当集約され「1万千農協 ⇒ 7百農協」、また一方の小売業態も、八百屋・果物屋は少数となり、チェーン化されたスーパー等の大型化が進んだ反面で、市場使用料（手数料）は、生産者（団体）が一方的に《果物で7%》《野菜類で8.5%》を負担している制度は早急に見直し、市場使用料は生産団体5割、仕入業者（小売・仲卸）5割の折半とすべき。

(オ) また、戦後70年続けられた市場制度の抜本的見直しが必要。

〔例〕ヨーロッパの市場は、卸が存在しない例が多数あり、場内における仕分け物流は、清潔感にあふれ且つ機能的である。

(カ) また、市場外流通においては、生産者の価格決定への参加は実現しているものの、建値はあくまで市場価格を参考としているものが多い現状。更に手数料に見合うセンター使用料の徴収が一般化しつつあり、取引先により3~5%という実体にある。

(キ) 商流・物流両面において、多段階を無くし、農家利益の最大化をはかる。

<2> 生産者の所得向上につながる生産資材価格形成の仕組みの見直しについて

(ア) 生産・出荷資材について、現状は各地域の農協が決める価格が建値（基準価格）となっており（農機は例外）、系統以外の生産者団体の場合も基準価格に対して5~10%値引く形で、生産者への小売価格が決まっているのが現状である。

(イ) 出荷資材は古紙混入率・撥水性等性能によって、価格が2~3割違うが、国内において地域差が大きい。

(ウ) 各種資機材は、生産者のニーズに対応した低コストの供給システムを考えるべき。

〔例〕

- 農業機械である作業機はどのメーカーのトラクターや動力部にもアタッチメント可能なものとする。
- 不必要な機能を付加して高価なものになっているので、栽培品目に合わせたシンプルで安価な機種があるべき（三価格帯）。
- 故障した場合の修理費が高すぎる。
- 耐用年数は、ほぼ10年となっており、10年経過後、部品の調達ができなくなり、買い替えが必要となっている。

(エ) 特に農業機械の中古マーケットが発達していない全国網の整備が早急に求められる。

<生産資材の低コスト化に必要と思われること>

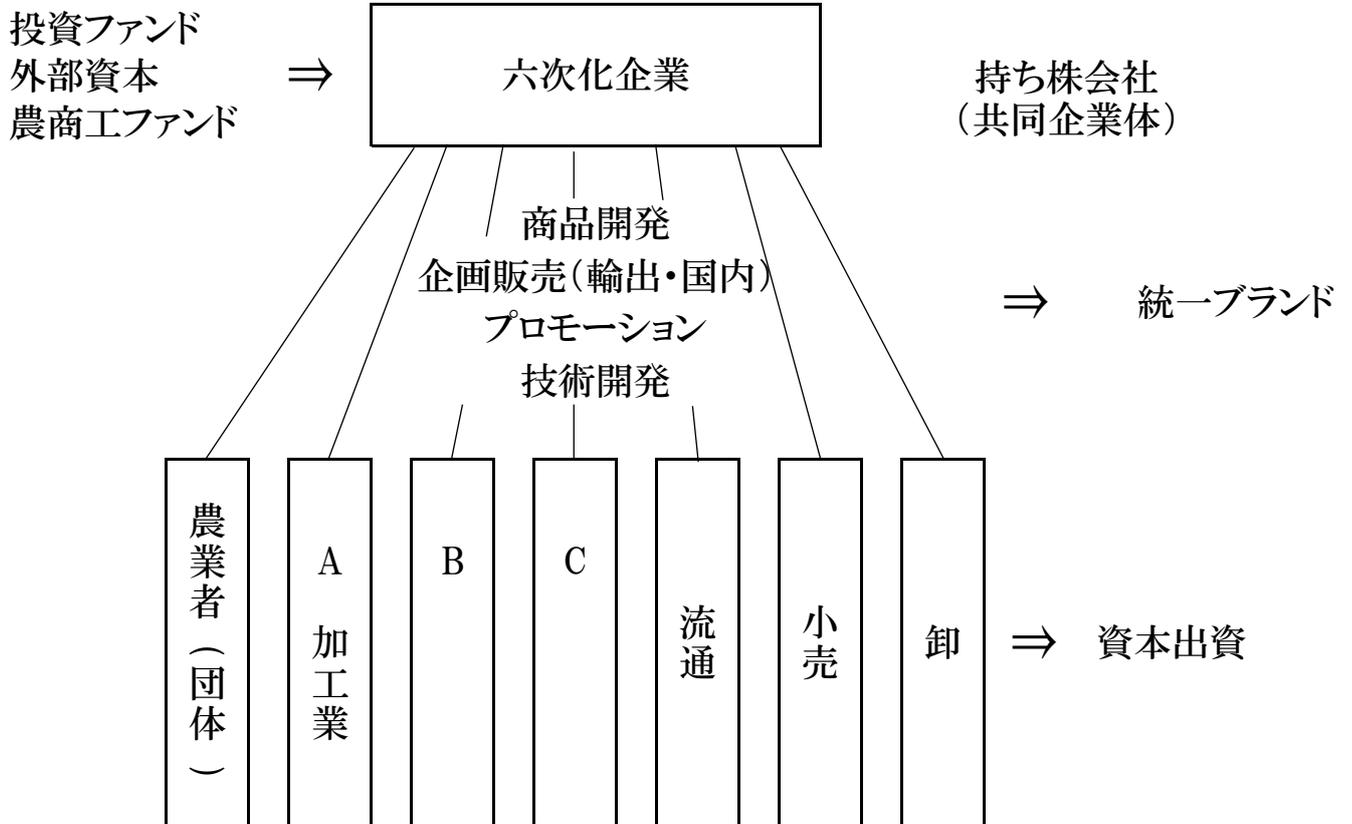
- (ア) 生産資材（農機を含む）の国内地域間の小売値を比較可能なシステムの確立
- (イ) TPP 参加国をはじめ、農産物輸入国の資材価格の調査・公表システムの確立
- (ウ) 各種資材のコストオープン原則をつくる
- (エ) 共通部品や肥料成分等資同等の規格を統一して、インターネットで農家が自由に購入できる仕組みを構築する
- (オ) 海外からも各種資材が自由購入できるシステム等を確立する

<加工について>

- 農商工連携
- 6次化について

目的は、加工によって付加価値をつけることで農家の所得向上を目指す

I



II

